

## 役員報酬規程

平成28年4月1日  
28（規程）第62号  
最終改正 令和8年4月1日  
令08（規程）第11号

## （総則）

第1条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）の役員の報酬については、この規程の定めるところによる。

## （報酬の種類）

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、俸給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

## （俸給）

第3条 常勤役員には、別表の役員俸給表を適用する。

2 常勤役員の号俸は、次の各号に掲げる範囲内で理事長が決定する。

- (1) 理事長 5号俸以上
- (2) 理事 3号俸以上5号俸以下
- (3) 監事 3号俸以下

## （非常勤役員手当）

第4条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額は、前条に規定する役員俸給表を上限に、その者の占める職、経歴及び勤務形態等により、理事長が決定する。

## （地域手当）

第5条 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて役員に対し支給する。

2 地域手当の月額は、次の表に掲げる支給地域に在勤する役員に対し、その役員が受ける俸給の月額に、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額を支給する。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の20
千葉県千葉市	100分の14

3 役員がその在勤する地域を異にして異動した場合及び国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が

任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員になるため退職し、かつ引き続いて役員になった場合（これらの役員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は官署に引き続き6か月を超えて在職していた場合その他理事長が当該場合との権衡上必要があると認める場合）に、異動後の地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に受けていた地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該役員には、当該異動の日から3年を経過するまでの間、一般職給与法第11条の6及び第11条の7の規定に準じて地域手当を支給する。

4 非常勤の役員には、地域手当は支給しない。

#### （通勤手当）

第6条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項及び第5項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員及び非常勤役員に対して支給する。

2 常勤役員に対する通勤手当の月額は、一般職給与法第12条第2項又は第3項に規定する額とする。

3 非常勤役員に支給する通勤手当については、その者の勤務形態等に応じて理事長が決定する。

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

#### （報酬の支給日及び支給方法）

第7条 役員の報酬（期末特別手当を除く。以下次条において同じ。）の支給定日は、毎月17日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。ただし、14日以前となった場合には、18日以後において、最もその日に近い休日でない日。）とする。

2 役員の報酬は、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額を控除し、その控除後の額を通貨で直接役員に支給する。

3 前項の規定にかかわらず、役員から申出があった場合は、その者に対する報酬の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

#### （報酬の日割計算）

第8条 月の中途において、新たに役員に任命され、又は役員が退職し、若しくは解任されたときの当該月の報酬については、それぞれ第3条、第4条及び第5条に規定する額を当該月の日曜日及び土曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員に在職した日曜日及び土曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。ただし、月の中途において役員が死亡したときの当該月の報酬については、第3条、第4条及び第5条に規定する額の全額を支給する。

## (期末特別手当)

第9条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員及びこれらの基準日前1月以内に退職、解任又は死亡した役員に対し、それぞれ基準日の属する月の人事院規則9-40第14条の規定に定める日に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項第2号に規定する事由により解任されたときは支給しない。

2 期末特別手当の額は、それぞれその基準日現在（退職、解任又は死亡した役員にあっては退職、解任又は死亡した日現在）において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎として、次の各号に定める割合の合計を乗じて得た額に、第3項に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

- (1) 一般職給与法第19条の4第2項において、指定職俸給表の適用を受ける職員の期末手当基礎額に乘じる割合として定められる割合
- (2) 一般職給与法第19条の7第2項第1号ロにおいて、指定職俸給表の適用を受ける職員の勤勉手当基礎額に乘じる割合として定められる割合

3 前項における在職期間の割合は、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 6か月        | 100分の100 |
| (2) 5か月以上6か月未満 | 100分の80  |
| (3) 3か月以上5か月未満 | 100分の60  |
| (4) 3か月未満      | 100分の30  |

4 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員としての前項に規定する在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

5 基準日前に機構を退職し、その退職に引き続き国家公務員となった場合においては、当該職員に対して期末特別手当は支給しない。

6 期末特別手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。

7 非常勤の役員には、期末特別手当は支給しない。

## (単身赴任手当)

第10条 単身赴任手当は、一般職給与法第12条の2第1項及び第3項の規定に準ずる役員に対し支給する。

2 単身赴任手当の月額、一般職給与法第12条の2第2項の規定に準ずる額とする。

(端数の取扱)

第11条 この規程の定めるところによる報酬計算において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて、計算する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(期末特別手当の在職期間)

第2条 機構成立の際、国立研究開発法人放射線医学総合研究所(以下「旧研究所」という。)又は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)の役員であった者で、引き続き機構の役員となった者の第9条第2項に規定する在職期間の算定については、旧研究所と原子力機構の役員であった期間を機構の在職期間とみなす。

(期末特別手当基礎額)

第3条 機構成立の際、旧研究所の役員であった者で、引き続き機構の役員となった者の平成28年6月及び12月における第9条第5項に規定する期末特別手当基礎額については、「国立研究開発法人放射線医学総合研究所役員報酬規程」第9条第5項に規定する期末特別手当基礎額の算出方法で得られた額とする。

(期末特別手当の業績評価)

第4条 機構成立の際、旧研究所又は原子力機構の役員であった者で、引き続き機構の役員となった者の平成28年6月及び12月における第9条第5項に規定する業績評価については、旧研究所と原子力機構の役員であった期間の業績評価とする。

附 則 (平成28年12月1日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

(平成28年12月に支給する期末特別手当に関する経過措置)

第2条 平成28年12月に支給する期末特別手当については、第9条第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の170を乗じて得た額」とあるのは、「100分の175を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附 則（平成30年2月1日 29（規程）第90号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年2月1日から施行し、平成29年12月1日から施行する。

（平成29年12月に支給する期末特別手当に関する経過措置）

第2条 平成29年12月に支給する期末特別手当については、第9条第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の172.5を乗じて得た額」とあるのは、「100分の175を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附 則（平成30年12月1日 30（規程）第42号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

（平成30年12月に支給する期末特別手当に関する経過措置）

第2条 平成30年12月に支給する期末特別手当については、第9条第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の167.5を乗じて得た額」とあるのは、「100分の177.5を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附 則（令和元年12月1日 令01（規程）第15号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和元年12月1日から施行する。

（令和元年12月に支給する期末特別手当に関する経過措置）

第2条 令和元年12月に支給する期末特別手当については、第9条第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の170を乗じて得た額」とあるのは、「100分の172.5を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附 則（令和2年10月1日 令02（規程）第24号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年10月1日から施行し、令和2年9月1日から適用する。

附 則（令和2年12月1日 令02（規程）第28号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

（令和2年12月に支給する期末特別手当に関する経過措置）

第2条 令和2年12月に支給する期末特別手当については、第9条第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の167.5を乗じて得た額」とあるのは、「100分の165.0を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附 則（令和4年6月23日 令04（規程）第12号）  
（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年6月23日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

（令和4年6月に支給する期末特別手当に関する経過措置）

第2条 第19条第2項の規定にかかわらず、令和4年6月に支給する期末特別手当の額については、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末特別手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

附 則（令和4年12月1日 令04（規程）第31号）  
（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

（令和4年12月に支給する期末特別手当に関する経過措置）

第2条 令和4年12月に支給する期末特別手当については、第9条第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の165を乗じて得た額」とあるのは、「100分の167.5を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附 則（令和5年12月1日 令05（規程）第48号）  
（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年12月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（令和5年12月に支給する期末特別手当に関する経過措置）

第2条 令和5年12月に支給する期末特別手当については、第9条第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の175を乗じて得た額」とあるのは、「100分の185を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附 則（令和6年12月1日 令06（規程）第97号）

第1条 この規程は、令和6年12月1日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

附 則（令和7年2月1日 令06（規程）第102号）

第1条 この規程は、令和7年2月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和8年2月1日 令07（規程）第45号）

第1条 この規程は、令和8年2月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和8年4月1日 令08（規程）第11号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表 役員俸給表（第3条関係）

号俸	俸給月額（円）
1	736,000
2	794,000
3	852,000
4	933,000
5	1,006,000
6	1,078,000
7	1,153,000
8	1,224,000